

令和元年度第 2 四半期における専決処理について（概要）

令和元年 12 月 11 日
原子力規制庁

原子力規制委員会への報告が必要となる専決事項に関する令和元年度第 2 四半期における専決処理案件は合計 120 件で、その概要は以下のとおり。

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係（107 件）**（1）原子炉設置の変更の許可関係 1 件（別表 1）**

例：京都大学複合原子力科学研究所の原子炉設置変更の承認（別表 1）

（2）原子炉施設等に係る保安規定の変更の認可関係 14 件（別表 2～15）

例：株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンの保安規定の変更認可（別表 2）

（3）原子炉施設等に係る核物質防護規定の変更の認可関係 28 件

（別表 16～43）

例：三菱原子燃料株式会社の核物質防護規定の変更認可（別表 17）

（4）実用発電用原子炉施設の使用の期間及び方法の承認関係 3 件

（別表 44～46）

例：関西電力株式会社大飯発電所第 3 号機のうち非常用電源設備に係る使用承認（別表 44）

（5）実用発電用原子炉施設の使用前検査の省略の指示関係 18 件

（別表 47～64）

例：関西電力株式会社高浜発電所第 3 号機の使用前検査の省略（別表 47）

（6）溶接事業者検査等の実施体制に係る評定関係 16 件（別表 65～80）

例：四国電力株式会社伊方発電所の溶接安全管理審査の評定（別表 65）

（7）廃止措置計画の変更の認可関係 5 件（別表 81～85）

例：国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻東京大学原子炉に係る廃止措置計画の変更承認（別表 81）

(8) 原子炉施設等の型式の設計変更の承認関係 1 件 (別表 86)

例：使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の設計の型式証明変更承認について (三菱重工業株式会社 (MSF-52B 型及び MSF-21P 型)) (別表 86)

(9) 核燃料物質の使用の変更の許可関係 4 件 (別表 87~90)

例：日本原燃株式会社 環境管理センターにおける核燃料物質の使用の変更の許可 (別表 87)

(1 0) 核燃料物質の使用者に係る分割の認可関係 1 件 (別表 91)

例：日鉄ステンレス株式会社 製造本部 衣浦製造所における核燃料物質の使用の変更の許可 (別表 91)

(1 1) 核燃料物質の使用に係る保安規定の変更の認可関係 3 件

(別表 92~94)

例：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所における保安規定の変更の認可 (別表 92)

(1 2) 核燃料物質の使用に係る核物質防護規定の変更の認可関係 2 件

(別表 95~96)

例：日本核燃料開発株式会社核燃料物質使用施設等の核物質防護規定の変更認可 (別表 96)

(1 3) 国際規制物資に係る計量管理規定の変更の認可関係 2 件 (別表 97~98)

例：国立大学法人岡山大学自然生命科学研究支援センター光・放射線情報解析部門 津島施設の計量管理規定の変更承認 (別表 97)

(1 4) 東京電力福島第一原子力発電所の特定原子力施設に係る実施計画の変更の認可関係 7 件 (別表 99~105)

例：サブドレン他浄化装置への pH 緩衝塔の設置に係る実施計画の変更認可 (別表 99)

(1 5) 東京電力福島第一原子力発電所の使用の期間及び方法の承認関係 2 件 (別表 106~107)

例：福島第一原子力発電所のうち原子炉格納容器内窒素封入設備主要配管の一部使用承認 (別表 106)

2. 電気事業法関係 (1 件)

(1 6) 事業用電気工作物の使用の期間及び方法の承認関係 1 件

(別表 108)

例：中部電力株式会社浜岡原子力発電所第 3 号機のうち原子炉機器冷却水系主配管に係る一部使用承認 (別表 108)

3. 放射性同位元素等の規制に関する法律関係（12件）

（17）放射性同位元素等の使用の許可又は変更の許可関係 12件

（別表109～120）

例：株式会社ベイサイドアニマルクリニック 南動物病院の放射線発生装置の使用許可（別表109）

令和元年度第2四半期における専決処理について

令和元年12月11日
原子力規制庁

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係

整理番号	分類	専決事項	件名	概要	担当課等
1	原子炉設置の変更の許可関係	原子炉等規制法第26条第1項の規定による変更の許可(重要な変更に係るものを除く。)に関すること。	試験研究用等原子炉の原子炉設置変更承認について(京都大学複合原子力科学研究所)	○平成31年4月25日付けで、国立大学法人京都大学から、京都大学複合原子力科学研究所について、核物質防護上のリスクを軽減させるため、新燃料貯蔵室の新燃料貯蔵設備等に貯蔵される燃料要素に含まれるウラン-235の総量を制限することに伴う原子炉設置変更承認申請あり。 ○審査の結果、原子炉等規制法第26条第4項において準用する同法第24条第1項各号の基準にいずれも適合していることを確認。 ○令和元年9月19日に承認。	研究炉等審査部門
2	原子炉施設等に係る保安規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第22条第1項の規定による保安規定の変更認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	核燃料物質の加工施設に係る保安規定の変更の認可について(株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン)	○平成26年4月18日付け(平成30年12月19日付け、平成31年4月19日付け及び令和元年5月27日付けで一部補正)で、株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンから、新規基準対応のため、核燃料物質加工事業変更許可申請書に記載した、火災及び爆発、火山活動、その他の自然現象、重大事故に至るおそれがある事故等発生時の加工施設の保全活動に関する措置等の反映に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、事業変更許可申請書に追加された保全活動に関する措置の内容について、保安規定の審査基準に照らして、災害の防止上支障がないことを確認。 ○令和元年7月2日に認可。	核燃料施設審査部門
3		原子炉等規制法第37条第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の保安規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	試験研究用等原子炉施設に係る保安規定の変更の承認について(国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻東京大学原子炉施設)	○令和元年6月13日付けで、国立大学法人東京大学から、東京大学大学院工学系研究科原子力専攻原子炉施設について、使用済燃料の処分の方法の変更に伴う保安規定の変更承認申請あり。 ○審査の結果、使用済燃料の譲渡先の変更に伴う使用済燃料体の切断作業及び発生するウラン切粉の回収作業工程等の変更に伴う保安規定の変更承認申請書が廃止措置計画の変更承認申請書と整合性がとられていること等から、審査基準に照らして、災害の防止上支障がないことを確認。 ○令和元年9月25日に承認。	研究炉等審査部門
4		原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定による発電用原子炉設置者の保安規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ)	○令和元年5月31日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、高速増殖原型炉もんじゅについて、缶詰缶(ナトリウム洗浄後の使用済燃料を収納する容器)に収納する使用済燃料体の体数の変更に伴う保安規定変更認可申請あり。 ○審査の結果、当該変更が平成30年3月に認可した廃止措置計画における缶詰缶に収納しないとした燃料体数を変更したことに伴う変更であり、缶詰缶に収納せずに長期水中保管しても健全性に問題ないことを確認していることから、当該変更が廃止措置計画に示した方針に従ったものであり、審査の考え方における「核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱いに係る事項」を満たしていること等を確認。 ○令和元年7月1日に認可。	研究炉等審査部門
5		発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉施設)	○令和元年5月22日付け(令和元年6月28日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、新型転換炉原型炉ふげんについて、使用済燃料貯蔵プールの水温の管理の方法の変更に伴う保安規定変更認可申請あり。 ○審査の結果、使用済燃料貯蔵プールの水温について、使用済燃料を貯蔵した状態で除熱機能を停止しても、設置許可申請書における除熱機能の維持が必要なプール水温度を超えることなく十分な余裕があること等を確認したことから、当該変更が廃止措置計画に示した方針に従ったものであり、審査基準における「核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱いに係る事項」を満たしていること等を確認。 ○令和元年7月22日に認可。	研究炉等審査部門	

6	発電用原子炉施設保安規定の変更認可について(関西電力株式会社高浜発電所)	○平成30年12月13日付け(平成31年1月21日付け及び令和元年6月25日付けで一部補正)で、関西電力株式会社から、高浜発電所の中央制御室の居住性を確保するための対応に関連する手順、運転上の制限等に係る保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、安全機能を有する系統、機器及び重大事故等対処設備等について、運転状態に対応した運転上の制限等が定められていること等を確認。 ○令和元年7月1日に認可。	実用炉審査部門
7	発電用原子炉施設保安規定の変更認可について(九州電力株式会社川内原子力発電所)	○平成31年3月8日付けで、九州電力株式会社から、川内原子力発電所の中央制御室の居住性を確保するための対応に関連する手順、運転上の制限等に係る保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、安全機能を有する系統、機器及び重大事故等対処設備等について、運転状態に対応した運転上の制限等が定められていること等を確認。 ○令和元年7月5日に認可。	実用炉審査部門
8	発電用原子炉施設保安規定の変更認可について(九州電力株式会社玄海原子力発電所)	○平成31年3月8日付けで、九州電力株式会社から、玄海原子力発電所の中央制御室の居住性を確保するための対応に関連する手順、運転上の制限等に係る保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、安全機能を有する系統、機器及び重大事故等対処設備等について、運転状態に対応した運転上の制限等が定められていること等を確認。 ○令和元年7月5日に認可。	実用炉審査部門
9	発電用原子炉施設保安規定の変更認可について(四国電力株式会社伊方発電所)	○平成31年3月27日付け(令和元年6月7日付けで一部補正)で、四国電力株式会社から、伊方発電所の中央制御室の居住性を確保するための対応に関連する手順、運転上の制限等に係る保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、安全機能を有する系統、機器及び重大事故等対処設備等について、運転状態に対応した運転上の制限等が定められていること等を確認。 ○令和元年7月5日に認可。	実用炉審査部門
10	発電用原子炉施設保安規定の変更認可について(中部電力株式会社浜岡原子力発電所)	○平成31年3月25日付け(令和元年8月9日付けで一部補正)で、中部電力株式会社から、浜岡原子力発電所の1号炉及び2号炉の解体撤去物にクリアランス制度を適用する上で必要な保安措置を規定するための変更認可申請あり。 ○審査の結果、原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行うことが定められていること等を確認。 ○令和元年9月3日に認可。	実用炉審査部門
11	発電用原子炉施設保安規定の変更認可について(関西電力株式会社大飯発電所)	○令和元年7月19日付けで、関西電力株式会社から、大飯発電所の1号炉及び2号炉の運転停止に伴う組織体制の見直しに係る変更認可申請あり。 ○審査の結果、1号炉及び2号炉に係る原子炉施設の運転に関する業務を行う第一発電室長と、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設の運転に関する業務を行う第二発電室長を統合し、新しく発電室長を設置し、当該室長は大飯発電所の原子炉施設の運転に関する業務を行うとして、保安に関する組織及び職務を定めていること等を確認。 ○令和元年9月3日に認可。	実用炉審査部門
12	発電用原子炉施設保安規定の変更認可について(日本原子力発電株式会社東海第二発電所)	○平成31年3月29日付け(令和元年6月11日及び令和元年7月1日付けで一部補正)で、日本原子力発電株式会社から、東海第二発電所の防潮堤設置工事に伴う周辺監視区域変更及び廃棄物処理棟と廃棄物処理建屋間の連絡通路撤去等に伴う管理区域図の変更等に係る変更認可申請あり。 ○審査の結果、管理区域及び周辺監視区域等の設定が適切に行われ、これに基づいて保安規定の管理区域図、及び周辺監視区域図等が適切に変更されていること、また、変更後の区域において、保安規定に基づき区域の管理に必要な措置等を実施するとしていること等を確認。 ○令和元年9月6日に認可。	実用炉審査部門

13		発電用原子炉施設保安規定の変更認可について(日本原子力発電株式会社東海発電所)	○平成31年3月29日付け(令和元年7月1日及び令和元年9月12日付けで一部補正)で、日本原子力発電株式会社から、東海第二発電所の防潮堤設置工事に伴う周辺監視区域変更、東海第二発電所淡水貯槽設置工事の作業エリア確保に伴う管理区域図の変更及び東海発電所燃料貯蔵倉庫解体撤去に伴う管理区域変更等に係る変更認可申請あり。 ○審査の結果、管理区域及び周辺監視区域の設定が適切に行われ、これに基づいて保安規定の管理区域図及び周辺監視区域図が適切に変更されていること、また、変更後の区域において、保安規定に基づき区域の管理に必要な措置等を実施するとしていることを確認。 ○令和元年9月24日に認可。	実用炉審査部門
14		発電用原子炉施設保安規定の変更認可について(関西電力株式会社高浜発電所)	○令和元年7月25日付けで、関西電力株式会社から、高浜発電所の給水所移設に伴う管理区域図の変更に係る保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、管理区域の設定が適切に行われ、これに基づいて保安規定の管理区域図が適切に変更されていること、また、変更後の管理区域において、保安規定に基づき管理区域の管理に必要な措置等を実施するとしていることを確認。 ○令和元年9月24日に認可。	実用炉審査部門
15		原子炉等規制法第50条第1項の規定による再処理施設の保安規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	再処理施設保安規定の変更認可について(日本原燃株式会社再処理事業所) ○令和元年6月6日付け(令和元年9月5日付けで一部補正)で、日本原燃株式会社から、放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関する規定の追加等に伴う、同社の再処理事業に係る保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、「放射性廃棄物でない廃棄物」の対象範囲、判断、管理等に係る具体的措置及びそれら措置に関する職務が明確に定められていること等から、保安規定の審査基準に照らして、災害の防止上支障がないことを確認。 ○令和元年9月26日に認可。	核燃料施設審査部門
16	原子炉施設等に係る核物質防護規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(三菱原子燃料株式会社) ○令和元年5月29日付けで、三菱原子燃料株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
17		原子炉等規制法第22条の6第1項の規定による加工事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(三菱原子燃料株式会社) ○令和元年5月29日付けで、三菱原子燃料株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年8月21日に認可。 ○国家公安委員会へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
18		原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設) ○平成31年4月22日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

19	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設)	○平成31年4月22日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年7月8日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
20	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(日本原子力発電株式会社東海第二発電所)	○平成31年4月19日付けで、日本原子力発電株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
21	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(日本原子力発電株式会社東海第二発電所)	○平成31年4月19日付けで、日本原子力発電株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年7月17日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
22	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(中国電力株式会社島根原子力発電所)	○平成31年4月25日付けで、中国電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
23	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(中国電力株式会社島根原子力発電所)	○平成31年4月25日付けで、中国電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年7月17日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
24	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(九州電力株式会社川内原子力発電所)	○平成31年4月26日付けで、九州電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

25	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(九州電力株式会社川内原子力発電所)	○平成31年4月26日付けで、九州電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年8月21日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
26	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社高浜発電所)	○令和元年5月9日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
27	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社高浜発電所)	○令和元年5月9日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年8月21日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
28	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(日本原子力発電株式会社東海第二発電所)	○令和元年5月24日付けで、日本原子力発電株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
29	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(日本原子力発電株式会社東海第二発電所)	○令和元年5月24日付けで、日本原子力発電株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年8月21日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
30	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社高浜発電所)	○令和元年5月30日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

31	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社高浜発電所)	○令和元年5月30日付で、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年9月5日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
32	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社美浜発電所)	○令和元年5月24日付で、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
33	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社美浜発電所)	○令和元年5月24日付で、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年9月11日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
34	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社高浜発電所)	○令和元年5月24日付で、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
35	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社高浜発電所)	○令和元年5月24日付で、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年9月11日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
36	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社美浜発電所)	○令和元年5月30日付で、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

37	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社美浜発電所)	○令和元年5月30日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年9月11日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
38	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(北海道電力株式会社泊発電所)	○令和元年6月13日付けで、北海道電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
39	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(北海道電力株式会社泊発電所)	○令和元年6月13日付けで、北海道電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年9月11日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
40	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(東北電力株式会社東通原子力発電所)	○令和元年6月20日付けで、東北電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
41	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(東北電力株式会社東通原子力発電所)	○令和元年6月20日付けで、東北電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年9月11日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
42	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(日本原子力発電株式会社東海第二発電所)	○令和元年6月25日付けで、日本原子力発電株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

43		原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(日本原子力発電株式会社東海第二発電所)	○令和元年6月25日付けで、日本原子力発電株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年9月11日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
44	実用発電用原子炉施設の使用の期間及び方法の承認関係	実用炉則第17条第1号及び3号の規定による使用の期間及び方法の承認に関する事。	大飯発電所第3号機のうち非常用電源設備に係る一部使用承認について(高エネルギーアーケ損傷対策工事)	○令和元年6月20日付けで、関西電力株式会社から、大飯発電所第3号機設備のうち非常用電源設備に係る一部使用承認の申請あり。 ○審査の結果、発電用原子炉施設の完成した部分を使用しなければならない特別の理由があり、使用する期間及び方法について、保安の確保上支障がないことを確認。 ○令和元年7月19日付けで承認。	専門検査部門
45			浜岡原子力発電所第3号機のうち原子炉機器冷却水系主配管に係る一部使用承認について(原子炉機器冷却海水系配管伸縮継手取替工事)	○平成31年4月26日付けで、中部電力株式会社から、浜岡原子力発電所第3号機設備のうち原子炉機器冷却水系(原子炉機器冷却海水系を含む。)主配管に係る一部使用承認の申請あり。 ○審査の結果、発電用原子炉施設の完成した部分を使用しなければならない特別の理由があり、使用する期間及び方法について、保安の確保上支障がないことを確認。 ○令和元年7月26日付けで承認。	専門検査部門
46			大飯発電所第4号機のうち非常用電源設備に係る一部使用承認について(高エネルギーアーケ損傷対策工事)	○令和元年9月2日付けで、関西電力株式会社から、大飯発電所第4号機設備のうち非常用電源設備に係る一部使用承認の申請あり。 ○審査の結果、発電用原子炉施設の完成した部分を使用しなければならない特別の理由があり、使用する期間及び方法について、保安の確保上支障がないことを確認。 ○令和元年9月30日付けで承認。	専門検査部門
47	実用発電用原子炉施設の使用前検査の省略の指示関係	実用炉則第17条第4号の規定による使用前検査の省略の指示に関する事。	関西電力株式会社高浜発電所第3号機の使用前検査の省略について(技術基準規則等の改正(柏崎刈羽6、7号機の審査過程で得られた技術的知見の反映)に伴う変更)	○平成30年12月13日付け(令和元年5月7日付けで一部補正)で、関西電力株式会社から申請のあった高浜発電所第3号機の基本設計方針の変更に係る工事計画について、令和元年5月20日付けで認可。 ○審査の結果、当該申請は発電用原子炉施設に係る基本設計方針を変更するものであり、設備の変更はなく現地工事も発生しないことから、使用前検査を要しないことを確認。 ○令和元年7月1日付けで使用前検査の省略を指示。	専門検査部門
48			関西電力株式会社高浜発電所第4号機の使用前検査の省略について(技術基準規則等の改正(柏崎刈羽6、7号機の審査過程で得られた技術的知見の反映)に伴う変更)	○平成30年12月13日付け(令和元年5月7日付けで一部補正)で、関西電力株式会社から申請のあった高浜発電所第4号機の基本設計方針の変更に係る工事計画について、令和元年5月20日付けで認可。 ○審査の結果、当該申請は発電用原子炉施設に係る基本設計方針を変更するものであり、設備の変更はなく現地工事も発生しないことから、使用前検査を要しないことを確認。 ○令和元年7月1日付けで使用前検査の省略を指示。	専門検査部門
49			関西電力株式会社大飯発電所第3号機の使用前検査の省略について(技術基準規則等の改正(柏崎刈羽6、7号機の審査過程で得られた技術的知見の反映)に伴う変更)	○平成31年3月8日付け(令和元年5月7日付けで一部補正)で、関西電力株式会社から申請のあった大飯発電所第3号機の基本設計方針の変更に係る工事計画について、令和元年6月21日付けで認可。 ○審査の結果、当該申請は発電用原子炉施設に係る基本設計方針を変更するものであり、設備の変更はなく現地工事も発生しないことから、使用前検査を要しないことを確認。 ○令和元年7月2日付けで使用前検査の省略を指示。	専門検査部門

50	関西電力株式会社大飯発電所第4号機の使用前検査の省略について(技術基準規則等の改正(柏崎刈羽6、7号機の審査過程で得られた技術的知見の反映)に伴う変更)	○平成31年3月8日付け(令和元年5月7日付けで一部補正)で、関西電力株式会社から申請のあった大飯発電所第4号機の基本設計方針の変更に係る工事計画について、令和元年6月21日付けで認可。 ○審査の結果、当該申請は発電用原子炉施設に係る基本設計方針を変更するものであり、設備の変更はなく現地工事も発生しないことから、使用前検査を要しないことを確認。 ○令和元年7月2日付けで使用前検査の省略を指示。	専門検査部門
51	九州電力株式会社玄海原子力発電所第3号機の使用前検査の省略について(技術基準規則等の改正(柏崎刈羽6、7号機の審査過程で得られた技術的知見の反映)に伴う変更)	○平成31年3月8日付けで、九州電力株式会社から申請のあった玄海原子力発電所第3号機の基本設計方針の変更に係る工事計画について、令和元年6月10日付けで認可。 ○審査の結果、当該申請は発電用原子炉施設に係る基本設計方針を変更するものであり、設備の変更はなく現地工事も発生しないことから、使用前検査を要しないことを確認。 ○令和元年7月2日付けで使用前検査の省略を指示。	専門検査部門
52	九州電力株式会社玄海原子力発電所第4号機の使用前検査の省略について(技術基準規則等の改正(柏崎刈羽6、7号機の審査過程で得られた技術的知見の反映)に伴う変更)	○平成31年3月8日付けで、九州電力株式会社から申請のあった玄海原子力発電所第4号機の基本設計方針の変更に係る工事計画について、令和元年6月10日付けで認可。 ○審査の結果、当該申請は発電用原子炉施設に係る基本設計方針を変更するものであり、設備の変更はなく現地工事も発生しないことから、使用前検査を要しないことを確認。 ○令和元年7月2日付けで使用前検査の省略を指示。	専門検査部門
53	九州電力株式会社川内原子力発電所第1号機の使用前検査の省略について(技術基準規則等の改正(柏崎刈羽6、7号機の審査過程で得られた技術的知見の反映)に伴う変更)	○平成31年3月8日付けで、九州電力株式会社から申請のあった川内原子力発電所第1号機の基本設計方針の変更に係る工事計画について、令和元年6月10日付けで認可。 ○審査の結果、当該申請は発電用原子炉施設に係る基本設計方針を変更するものであり、設備の変更はなく現地工事も発生しないことから、使用前検査を要しないことを確認。 ○令和元年7月2日付けで使用前検査の省略を指示。	専門検査部門
54	九州電力株式会社川内原子力発電所第2号機の使用前検査の省略について(技術基準規則等の改正(柏崎刈羽6、7号機の審査過程で得られた技術的知見の反映)に伴う変更)	○平成31年3月8日付けで、九州電力株式会社から申請のあった川内原子力発電所第2号機の基本設計方針の変更に係る工事計画について、令和元年6月10日付けで認可。 ○審査の結果、当該申請は発電用原子炉施設に係る基本設計方針を変更するものであり、設備の変更はなく現地工事も発生しないことから、使用前検査を要しないことを確認。 ○令和元年7月2日付けで使用前検査の省略を指示。	専門検査部門
55	四国電力株式会社伊方発電所第3号機の使用前検査の省略について(技術基準規則等の改正(柏崎刈羽6、7号機の審査過程で得られた技術的知見の反映)に伴う変更)	○平成31年3月8日付けで、四国電力株式会社から申請のあった伊方発電所第3号機の基本設計方針の変更に係る工事計画について、令和元年6月10日付けで認可。 ○審査の結果、当該申請は発電用原子炉施設に係る基本設計方針を変更するものであり、設備の変更はなく現地工事も発生しないことから、使用前検査を要しないことを確認。 ○令和元年7月8日付けで使用前検査の省略を指示。	専門検査部門
56	四国電力株式会社伊方発電所第3号機の使用前検査の省略について(技術基準規則等の改正(地震時の燃料被覆管閉じ込め機能維持)に伴う変更)	○平成30年12月13日付け(令和元年5月27日付けで一部補正)で、四国電力株式会社から申請のあった伊方発電所第3号機の基本設計方針の変更に係る工事計画について、令和元年6月10日付けで認可。 ○審査の結果、当該申請は発電用原子炉施設に係る基本設計方針を変更するものであり、設備の変更はなく現地工事も発生しないことから、使用前検査を要しないことを確認。 ○令和元年9月12日付けで使用前検査の省略を指示。	専門検査部門

57	九州電力株式会社川内原子力発電所第1号機の使用前検査の省略について(技術基準規則等の改正(地震時の燃料被覆管閉じ込め機能維持)に伴う変更)	○平成31年2月19日付け(令和元年6月10日付けで一部補正)で、九州電力株式会社から申請のあった川内原子力発電所第1号機の基本設計方針の変更に係る工事計画について、令和元年7月24日付けで認可。 ○審査の結果、当該申請は発電用原子炉施設に係る基本設計方針を変更するものであり、設備の変更はなく現地工事も発生しないことから、使用前検査を要しないことを確認。 ○令和元年9月12日付けで使用前検査の省略を指示。	専門検査部門
58	九州電力株式会社川内原子力発電所第2号機の使用前検査の省略について(技術基準規則等の改正(地震時の燃料被覆管閉じ込め機能維持)に伴う変更)	○平成31年2月19日付け(令和元年6月10日付けで一部補正)で、九州電力株式会社から申請のあった川内原子力発電所第2号機の基本設計方針の変更に係る工事計画について、令和元年7月24日付けで認可。 ○審査の結果、当該申請は発電用原子炉施設に係る基本設計方針を変更するものであり、設備の変更はなく現地工事も発生しないことから、使用前検査を要しないことを確認。 ○令和元年9月12日付けで使用前検査の省略を指示。	専門検査部門
59	九州電力株式会社玄海原子力発電所第3号機の使用前検査の省略について(技術基準規則等の改正(地震時の燃料被覆管閉じ込め機能維持)に伴う変更)	○平成31年2月19日付け(令和元年6月10日付けで一部補正)で、九州電力株式会社から申請のあった玄海原子力発電所第3号機の基本設計方針の変更に係る工事計画について、令和元年7月25日付けで認可。 ○審査の結果、当該申請は発電用原子炉施設に係る基本設計方針を変更するものであり、設備の変更はなく現地工事も発生しないことから、使用前検査を要しないことを確認。 ○令和元年9月12日付けで使用前検査の省略を指示。	専門検査部門
60	九州電力株式会社玄海原子力発電所第4号機の使用前検査の省略について(技術基準規則等の改正(地震時の燃料被覆管閉じ込め機能維持)に伴う変更)	○平成31年2月19日付け(令和元年6月10日付けで一部補正)で、九州電力株式会社から申請のあった玄海原子力発電所第4号機の基本設計方針の変更に係る工事計画について、令和元年7月25日付けで認可。 ○審査の結果、当該申請は発電用原子炉施設に係る基本設計方針を変更するものであり、設備の変更はなく現地工事も発生しないことから、使用前検査を要しないことを確認。 ○令和元年9月12日付けで使用前検査の省略を指示。	専門検査部門
61	関西電力株式会社大飯発電所第3号機の使用前検査の省略について(技術基準規則等の改正(地震時の燃料被覆管閉じ込め機能維持)に伴う変更)	○平成31年2月19日付け(2019年6月10日付けで一部補正)で、関西電力株式会社から申請のあった大飯発電所第3号機の基本設計方針の変更に係る工事計画について、令和元年7月29日付けで認可。 ○審査の結果、当該申請は発電用原子炉施設に係る基本設計方針を変更するものであり、設備の変更はなく現地工事も発生しないことから、使用前検査を要しないことを確認。 ○令和元年9月12日付けで使用前検査の省略を指示。	専門検査部門
62	関西電力株式会社大飯発電所第4号機の使用前検査の省略について(技術基準規則等の改正(地震時の燃料被覆管閉じ込め機能維持)に伴う変更)	○平成31年2月19日付け(2019年6月10日付けで一部補正)で、関西電力株式会社から申請のあった大飯発電所第4号機の基本設計方針の変更に係る工事計画について、令和元年7月29日付けで認可。 ○審査の結果、当該申請は発電用原子炉施設に係る基本設計方針を変更するものであり、設備の変更はなく現地工事も発生しないことから、使用前検査を要しないことを確認。 ○令和元年9月12日付けで使用前検査の省略を指示。	専門検査部門
63	関西電力株式会社高浜発電所第3号機の使用前検査の省略について(技術基準規則等の改正(地震時の燃料被覆管閉じ込め機能維持)に伴う変更)	○令和元年7月31日付けで、関西電力株式会社から申請のあった高浜発電所第3号機の基本設計方針の変更に係る工事計画について、令和元年8月19日付けで認可。 ○審査の結果、当該申請は発電用原子炉施設に係る基本設計方針を変更するものであり、設備の変更はなく現地工事も発生しないことから、使用前検査を要しないことを確認。 ○令和元年9月18日付けで使用前検査の省略を指示。	専門検査部門
64	関西電力株式会社高浜発電所第4号機の使用前検査の省略について(技術基準規則等の改正(地震時の燃料被覆管閉じ込め機能維持)に伴う変更)	○令和元年7月31日付けで、関西電力株式会社から申請のあった高浜発電所第4号機の基本設計方針の変更に係る工事計画について、令和元年8月19日付けで認可。 ○審査の結果、当該申請は発電用原子炉施設に係る基本設計方針を変更するものであり、設備の変更はなく現地工事も発生しないことから、使用前検査を要しないことを確認。 ○令和元年9月18日付けで使用前検査の省略を指示。	専門検査部門

65	溶接事業者検査等の実施体制に係る 評価関係	原子炉等規制法第43条の3の13 第5項の規定による溶接安全管理 審査の評価に関する事。	溶接事業者検査の実施に係 る体制の評価並びに溶接安全 管理審査結果及び評価結 果の通知について(四国電 力株式会社伊方発電所)	○平成31年3月4日付け(令和元年6月7日及び令和元年6月28日付けで申請の内容を変更する届出)及び平成31年3月11日付け(平成31年4月17日、令和元年6月7日及び令和元年6月28日付けで申請の内容を変更する届出)で、四国電力株式会社から、伊方発電所に係る溶接安全管理審査の申請あり。 ○審査の結果、第3号機原子炉冷却系統施設配管等の溶接事業者検査の実施に係る体制について、総合的な評価が「良」であったことから、溶接事業者検査の実施体制について、「十分な体制は適切に維持されている」と評価。 ○令和元年8月6日付けで評価。	専門検査部門
66			溶接事業者検査の実施に係 る体制の評価並びに溶接安全 管理審査結果及び評価結 果の通知について(中国電 力株式会社島根原子力発電 所)(更新)	○令和元年5月10日付けで、中国電力株式会社から、島根原子力発電所に係る溶接安全管理審査(更新)の申請あり。 ○審査の結果、溶接事業者検査の実施に係る体制について、総合的な評価が「良」であったことから、溶接事業者検査の実施体制について、「十分な体制は適切に維持されている」と評価。 ○令和元年8月6日付けで評価。	専門検査部門
67			溶接事業者検査の実施に係 る体制の評価並びに溶接安全 管理審査結果及び評価結 果の通知について(中国電 力株式会社島根原子力発電 所)	○令和元年5月8日付け(令和元年6月17日付けで申請の内容を変更する届出)で、中国電力株式会社から、島根原子力発電所に係る溶接安全管理審査の申請あり。 ○審査の結果、第2号機残留熱代替除去系配管等の溶接事業者検査の実施に係る体制について、総合的な評価が「良」であったことから、溶接事業者検査の実施体制について、「十分な体制は適切に維持されている」と評価。 ○令和元年8月6日付けで評価。	専門検査部門
68			溶接事業者検査の実施に係 る体制の評価並びに溶接安全 管理審査結果及び評価結 果の通知について(九州電 力株式会社川内原子力発電 所)	○平成30年3月16日付け(平成30年6月29日、平成30年8月30日、平成30年11月30日、平成31年2月28日、令和元年5月31日及び令和元年6月17日付けで申請の内容を変更する届出)、平成30年5月31日付け(平成30年6月29日、平成30年8月30日、平成30年11月30日、平成31年2月28日、令和元年5月31日及び令和元年6月17日付けで申請の内容を変更する届出)、平成30年8月30日付け(平成30年11月30日、令和元年5月31日及び令和元年6月17日付けで申請の内容を変更する届出)及び平成30年8月30日付け(平成30年11月30日、平成31年2月28日、令和元年5月31日及び令和元年6月17日付けで申請の内容を変更する届出)で、九州電力株式会社から、川内原子力発電所に係る溶接安全管理審査の申請あり。 ○審査の結果、第2号機フィルタベント補給水タンク等の溶接事業者検査の実施に係る体制について、総合的な評価が「良」であったことから、溶接事業者検査の実施体制について、「十分な体制は適切に維持されている」と評価。 ○令和元年8月19日付けで評価。	専門検査部門
69			溶接事業者検査の実施に係 る体制の評価並びに溶接安全 管理審査結果及び評価結 果の通知について(関西電 力株式会社高浜発電所)(更 新)	○平成31年3月20日付け(令和元年5月17日付けで申請の内容を変更する届出)で、関西電力株式会社から、高浜発電所に係る溶接安全管理審査(更新)の申請あり。 ○審査の結果、溶接事業者検査の実施に係る体制について、総合的な評価が「良」であったことから、溶接事業者検査の実施体制について、「十分な体制は適切に維持されている」と評価。 ○令和元年8月19日付けで評価。	専門検査部門
70			溶接事業者検査の実施に係 る体制の評価並びに溶接安全 管理審査結果及び評価結 果の通知について(関西電 力株式会社高浜発電所)	○平成30年3月2日付け(平成30年7月6日、平成30年11月12日、平成31年2月28日及び令和元年6月14日付けで申請の内容を変更する届出)、平成31年2月28日付け(令和元年5月17日及び令和元年6月14日付けで申請の内容を変更する届出)及び平成31年3月20日付け(令和元年5月17日及び令和元年6月14日付けで申請の内容を変更する届出)で、関西電力株式会社から、高浜発電所に係る溶接安全管理審査の申請あり。 ○審査の結果、第1号機燃料取替用水タンク等の溶接事業者検査の実施に係る体制について、総合的な評価が「良」であったことから、溶接事業者検査の実施体制について、「十分な体制は適切に維持されている」と評価。 ○令和元年8月19日付けで評価。	専門検査部門

71	溶接事業者検査の実施に係る体制の評定並びに溶接安全管理審査結果及び評定結果の通知について(東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所)	○平成30年11月26日付け(平成31年3月20日、令和元年5月27日及び令和元年6月14日付けで申請の内容を変更する届出)及び令和元年5月27日付け(令和元年6月14日付けで申請の内容を変更する届出)で、東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所に係る溶接安全管理審査の申請あり。 ○審査の結果、第7号機原子炉隔離時冷却系配管等の溶接事業者検査の実施に係る体制について、総合的な評定が「良」であったことから、溶接事業者検査の実施体制について、「十分な体制は適切に維持されている」と評定。 ○令和元年8月19日付けで評定。	専門検査部門
72	溶接事業者検査の実施に係る体制の評定並びに溶接安全管理審査結果及び評定結果の通知について(九州電力株式会社玄海原子力発電所)	○平成31年2月28日付け(令和元年5月28日及び令和元年6月14日付けで申請の内容を変更する届出)、及び平成31年4月26日付け(令和元年6月14日付けで申請の内容を変更する届出)で、九州電力株式会社から、玄海原子力発電所に係る溶接安全管理審査の申請あり。 ○審査の結果、第3号機低温再熱蒸気管等の溶接事業者検査の実施に係る体制について、総合的な評定が「良」であったことから、溶接事業者検査の実施体制について、「十分な体制は適切に維持されている」と評定。 ○令和元年8月19日付けで評定。	専門検査部門
73	溶接事業者検査の実施に係る体制の評定並びに溶接安全管理審査結果及び評定結果の通知について(関西電力株式会社大飯発電所)	○平成31年2月28日付け(令和元年5月17日及び令和元年6月14日付けで申請の内容を変更する届出)、平成31年3月20日付け(令和元年5月17日及び令和元年6月14日付けで申請の内容を変更する届出)及び令和元年5月17日付け(令和元年6月14日付けで申請の内容を変更する届出)で、関西電力株式会社から、大飯発電所に係る溶接安全管理審査の申請あり。 ○審査の結果、第3号機主タービンランド蒸気管等の溶接事業者検査の実施に係る体制について、総合的な評定が「良」であったことから、溶接事業者検査の実施体制について、「十分な体制は適切に維持されている」と評定。 ○令和元年9月3日付けで評定。	専門検査部門
74	溶接事業者検査の実施に係る体制の評定並びに溶接安全管理審査結果及び評定結果の通知について(東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所)(更新)	○令和元年6月21日付けで、東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所に係る溶接安全管理審査(更新)の申請あり。 ○審査の結果、溶接事業者検査の実施に係る体制について、総合的な評定が「良」であったことから、溶接事業者検査の実施体制について、「十分な体制は適切に維持されている」と評定。 ○令和元年9月17日付けで評定。	専門検査部門
75	溶接事業者検査の実施に係る体制の評定並びに溶接安全管理審査結果及び評定結果の通知について(関西電力株式会社大飯発電所)(更新)	○平成31年4月15日付け(令和元年6月14日付けで申請の内容を変更する届出)で、関西電力株式会社から、大飯発電所に係る溶接安全管理審査(更新)の申請あり。 ○審査の結果、溶接事業者検査の実施に係る体制について、総合的な評定が「良」であったことから、溶接事業者検査の実施体制について、「十分な体制は適切に維持されている」と評定。 ○令和元年9月17日付けで評定。	専門検査部門
76	溶接事業者検査の実施に係る体制の評定並びに溶接安全管理審査結果及び評定結果の通知について(関西電力株式会社美浜発電所)	○平成31年2月21日付け(令和元年6月13日付けで申請の内容を変更する届出)及び平成31年2月28日付け(令和元年6月13日付けで申請の内容を変更する届出)で、関西電力株式会社から、美浜発電所に係る溶接安全管理審査の申請あり。 ○審査の結果、第3号機化学体積制御設備配管等の溶接事業者検査の実施に係る体制について、総合的な評定が「良」であったことから、溶接事業者検査の実施体制について、「十分な体制は適切に維持されている」と評定。 ○令和元年9月17日付けで評定。	専門検査部門

77		溶接事業者検査の実施に係る体制の評定並びに溶接安全管理審査結果及び評定結果の通知について(北海道電力株式会社泊発電所)(更新)	<p>○令和元年5月24日付け(令和元年7月12日及び令和元年8月29日付けで申請の内容を変更する届出)で、北海道電力株式会社から、泊発電所に係る溶接安全管理審査(更新)の申請あり。</p> <p>○審査の結果、溶接事業者検査の実施に係る体制について、総合的な評定が「良」であったことから、溶接事業者検査の実施体制について、「十分な体制は適切に維持されている」と評定。</p> <p>○令和元年9月24日付けで評定。</p>	専門検査部門
78	原子炉等規制法第43条の3の16第6項において準用する第43条の3の13第5項の規定による定期安全管理審査の評定に関する事。	関西電力株式会社大飯発電所第3号機の第7回定期安全管理審査の審査結果及び評定の結果並びに通知について	<p>○平成25年8月1日付け(平成26年4月16日、平成26年7月8日、平成27年7月7日、平成28年2月8日、平成28年7月6日、平成29年8月28日及び平成30年2月26日付けで申請の内容を変更する届出)で、関西電力株式会社から、大飯発電所第3号機に係る定期安全管理審査の申請あり。</p> <p>○審査の結果、「品質マネジメントシステムはおおむね機能しており、定期事業者検査もおおむね自律的かつ適切な実施体制で実施されている」と評定。</p> <p>○令和元年7月17日付けで評定。</p>	専門検査部門
79		九州電力株式会社玄海原子力発電所第3号機の第6回定期安全管理審査の審査結果及び評定の結果並びに通知について	<p>○平成22年11月22日付け(平成22年12月10日、平成23年4月27日、平成24年4月3日、平成24年8月3日、平成25年6月19日、平成26年5月14日、平成27年1月22日、平成28年3月2日、平成28年4月20日、平成29年4月20日、平成29年5月11日、平成29年8月28日、平成29年10月13日及び平成30年7月6日付けで申請の内容を変更する届出)で、九州電力株式会社から、玄海原子力発電所第3号機に係る定期安全管理審査の申請あり。</p> <p>○審査の結果、「品質マネジメントシステムは機能しており、定期事業者検査もおおむね自律的かつ適切な実施体制で実施されている」と評定。</p> <p>○令和元年8月19日付けで評定。</p>	専門検査部門
80		関西電力株式会社大飯発電所第4号機の第7回定期安全管理審査の審査結果及び評定の結果並びに通知について	<p>○平成25年8月14日付け(平成26年4月16日、平成26年7月8日、平成27年7月7日、平成28年2月8日、平成28年7月6日、平成29年8月28日及び平成30年2月26日付けで申請の内容を変更する届出)で、関西電力株式会社から、大飯発電所第4号機に係る定期安全管理審査の申請あり。</p> <p>○審査の結果、「品質マネジメントシステムはおおむね機能しており、定期事業者検査もおおむね自律的かつ適切な実施体制で実施されている」と評定。</p> <p>○令和元年9月26日付けで評定。</p>	専門検査部門
81	廃止措置計画の変更の認可関係	原子炉等規制法第43条の3の2第3項において準用する第12条の6第3項の規定による廃止措置計画の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	<p>試験研究用等原子炉施設廃止措置計画の変更承認について(国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻東京大学原子炉)</p> <p>○平成31年3月28日付けで、国立大学法人東京大学から、東京大学大学院工学系研究科原子力専攻東京大学原子炉について、使用済燃料の処分の方法の変更に伴う廃止措置計画の変更承認申請あり。</p> <p>○審査の結果、使用済燃料の譲渡先の変更に伴う使用済燃料体の切断作業及び発生するウラン切粉の回収作業工程等の変更であり、これら作業において未臨界性が維持されていることや、一般公衆への放射線の影響が目標値より十分小さいこと等から、審査基準に照らして、災害の防止上支障のないことを確認。</p> <p>○令和元年9月25日に承認。</p>	研究炉等審査部門
82		原子炉等規制法第43条の3の33第3項において準用する第12条の6第3項の規定による廃止措置計画の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	<p>発電用原子炉施設廃止措置計画の変更認可について(日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉施設)</p> <p>○平成31年3月26日付け(令和元年6月28日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、新型転換炉原型炉ふげんについて、使用済燃料プールの除熱機能の削除等に伴う廃止措置計画変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、使用済燃料貯蔵プールの水温について、使用済燃料を貯蔵した状態で除熱機能を停止しても、設置許可申請書における除熱機能の維持が必要なプール水温度を超えることなく十分な余裕があること等を確認したことから、審査基準における「新燃料及び使用済燃料を核燃料物質貯蔵設備で保管する期間にあつては、所要の性能を満足するよう当該核燃料物質貯蔵設備及び核燃料物質取扱設備を維持管理すること」を満たしていること等を確認。</p> <p>○令和元年7月22日に認可。</p>	研究炉等審査部門

83		原子炉等規制法第50条の5第3項において準用する第12条の6第3項の規定による廃止措置計画の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く)に関すること。	再処理施設廃止措置計画の変更認可について(日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所)	○平成31年1月31日付け(令和元年8月13日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核燃料サイクル工学研究所再処理施設(東海再処理施設)について、ガラス固化技術開発施設の放射線管理設備の更新に伴う廃止措置計画変更認可申請あり。 ○審査の結果、更新する放射線管理設備については同等の性能を有する設備に更新すること、更新する配管については既設と同一仕様のものであり、材質及び支持構造に変更がないこと等を確認したことから、審査の考え方における「再処理施設の現況や再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則等に照らして適切なものであること」を満たしていること等を確認。 ○令和元年9月10日に認可。	研究炉等審査部門
84			再処理施設廃止措置計画の変更認可について(日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所)	○平成31年1月31日付け(令和元年8月13日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核燃料サイクル工学研究所再処理施設(東海再処理施設)について、動力分電盤制御用電源回路の分離等に伴う廃止措置計画変更認可申請あり。 ○審査の結果、電気機器の不具合時のリスク低減のため分離する動力分電盤制御用電源回路については、当該回路の分離に使用する電線に難燃性のものを使用すること、対象となる施設は既認可の耐震分類から変更がなく、既設の支持構造に変更がないこと等を確認したことから、審査の考え方における「再処理施設の現況や再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則等に照らして適切なものであること」を満たしていること等を確認。 ○令和元年9月10日に認可。	研究炉等審査部門
85			再処理施設廃止措置計画の変更認可について(日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所)	○平成31年3月20日付け(令和元年8月13日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核燃料サイクル工学研究所再処理施設(東海再処理施設)について、アスファルト固化処理施設(ASP施設)の浄水配管及び蒸気凝縮水配管、第二アスファルト固化体貯蔵施設(AS2施設)の水噴霧消火設備の一部更新に伴う廃止措置計画変更認可申請あり。 ○審査の結果、ASP施設の更新する配管については、既設と同等以上の強度や耐食性を確保していること等や、AS2施設の更新する消火設備の配管については、既設と同一仕様のものであること等を確認したことから、審査の考え方における「再処理施設の現況や再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則等に照らして適切なものであること」を満たしていること等を確認。 ○令和元年9月10日に認可。	研究炉等審査部門
86	原子炉施設等の型式の設計変更の承認関係	原子炉等規制法第43条の26の2第3項の規定による型式の設計変更の承認等(重要なものを除く。)に関すること。	使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の設計の型式証明変更承認について(三菱重工業株式会社(MSF-52B型及びMSF-21P型))	○平成30年8月17日付け(平成30年10月17日付けで一部補正)で、三菱重工業株式会社から、貯蔵区域の地震力の増加に伴う使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の型式の設計の変更申請あり。 ○審査の結果、変更後の地震力に対しても金属キャスクの構造健全性を維持する設計であることを確認。 ○令和元年7月5日に承認。	核燃料施設審査部門
87	核燃料物質の使用の変更の許可関係	原子炉等規制法第55条第1項の規定による核燃料物質の使用の変更の許可(原子炉等規制法第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係る変更の許可のうち重要なものを除く。)に関すること。	核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について(日本原燃株式会社 環境管理センター)	○平成31年3月25日付けで、日本原燃株式会社から、環境管理センター及び排水処理建屋の管理区域の解除等に伴う使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、核燃料物質及び核燃料物質の使用等に伴って発生した固体廃棄物が既に搬出されていること、設備等に過去の汚染履歴がなく、汚染検査により汚染のないことを確認したこと等から、本申請に係る使用施設等の位置、構造及び設備が核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上支障がないものであることを確認。 ○令和元年7月1日に許可。	研究炉等審査部門

88			核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所)	○平成31年4月26日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核燃料サイクル工学研究所について、廃水処理室の液体廃棄設備の解体撤去等に伴う使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、液体廃棄設備の解体撤去に際して、対象設備の汚染状況を確認し、汚染のある設備については解体用の簡易ハウス内で半面マスク等の防護具を装備した上で解体するほか、汚染を除去するとしていること等から、本申請に係る使用施設等の位置、構造及び設備が核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上支障がないものであることを確認。 ○令和元年7月1日に許可。	研究炉等審査部門
89			核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について(三井化学株式会社 大阪工場)	○令和元年5月13日付け(令和元年6月11日付け一部補正)で、三井化学株式会社から、大阪工場について、保管廃棄施設の廃止等に伴う使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、当該保管廃棄施設内に保管廃棄されていた固体廃棄物が既に搬出されていること、汚染検査により汚染のないことを確認した上で管理区域を解除するとしていること等から、本申請に係る使用施設等の位置、構造及び設備が核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上支障がないものであることを確認。 ○令和元年7月18日に許可。	研究炉等審査部門
90			核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について(三井金属鉱業株式会社 三池事務所)	○令和元年5月29日付けで、三井金属鉱業株式会社から、三池事務所について、既許可の核燃料物質に係る遮へい対策が不十分であったことから、追加の遮へい対策を行うことに伴う使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、遮へい対策を施した貯蔵箱に核燃料物質を収納したドラム缶を入れることで追加の遮へい対策を行うとしていること等から、適切な遮へい性能等を有し、使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則等に適合していることを確認。 ○令和元年8月1日に許可。	研究炉等審査部門
91	核燃料物質の使用者に係る分割の認可関係	原子炉等規制法第55条の4第1項の規定による合併及び分割の認可(重要なものを除く。)に関すること。	核燃料物質の使用施設に係る分割の認可について(日鉄ステンレス株式会社 製造本部 衣浦製造所)	○令和元年7月12日付けで、日鉄日新製鋼株式会社及び日鉄ステンレス株式会社から、①日新製鋼株式会社(核燃料物質使用者)のステンレス鋼板事業を新日鐵住金ステンレス株式会社に吸収分割するとともに、②商号を「日新製鋼株式会社」から「日鉄日新製鋼株式会社」に、及び「新日鐵住金ステンレス株式会社」から「日鉄ステンレス株式会社」に変更することに伴い、使用者の地位を日新製鋼株式会社から日鉄ステンレス株式会社へ承継したことによる分割認可申請あり。 ○審査の結果、使用施設が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと、既許可の保管廃棄室で核燃料物質の保管廃棄を継続し、日新製鋼株式会社衣浦製造所の組織、人員等を承継して、承継前と同様の管理体制を構築するとしていること等から核燃料物質の使用に必要な技術的能力を有していること等を確認。 ○令和元年8月21日に認可。	研究炉等審査部門
92	核燃料物質の使用に係る保安規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第57条第1項の規定による保安規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	核燃料物質の使用施設に係る保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所)	○令和元年5月20日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核燃料サイクル工学研究所について、プルトニウム燃料第三開発室での核燃料物質の保管体化に係る使用変更許可を踏まえた保安規定変更認可申請あり。 ○審査の結果、核燃料物質の取扱いに係る事項として、グローブボックスにおけるプルトニウムの取扱量の制限が明確に規定されていること等から、保安規定の審査基準に照らして、災害防止上支障のないことを確認。 ○令和元年8月8日に認可。	研究炉等審査部門
93			核燃料物質の使用施設に係る保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター)	○令和元年6月21日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、人形峠環境技術センターについて、製錬転換施設の気体廃棄設備の第3系統の使用停止に伴う解体撤去等に係る使用変更許可を踏まえた保安規定変更認可申請あり。 ○審査の結果、気体廃棄設備の第3系統の解体撤去に伴い、維持管理が必要となる設備・機器について、継続して保管管理を行う者の職務が明確になっていること等から、保安規定の審査基準に照らして、災害防止上支障のないことを確認。 ○令和元年9月12日に認可。	研究炉等審査部門

94			核燃料物質の使用施設に係る保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区))	<p>○令和元年7月19日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、大洗研究所(南地区)について、核燃料物質の不適切な管理に係る是正処置のために保安規定に定めていた、一時的な保管状態にある核燃料物質の管理に係る規定の削除に伴う保安規定変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、本申請の内容が、核燃料物質の不適切な管理に係る是正処置の完了に伴い不要となった規定を削除するものであり、保安規定の審査基準に照らして、災害防止上支障のないことを確認。</p> <p>○令和元年9月12日に認可。</p>	研究炉等審査部門
95	核燃料物質の使用に係る核物質防護規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(日本核燃料開発株式会社核燃料物質使用施設等)	<p>○令和元年5月27日付けで、日本核燃料開発株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。</p> <p>○認可を行うに当たり、国家公安委員会へ意見を聴取。</p>	核セキュリティ部門
96		原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(日本核燃料開発株式会社核燃料物質使用施設等)	<p>○令和元年5月27日付けで、日本核燃料開発株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、令和元年8月23日に認可。</p> <p>○国家公安委員会へ同規定を認可した旨を連絡。</p>	核セキュリティ部門
97	国際規制物質に係る計量管理規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第61条の8第1項の規定による国際規制物質使用者以外に係る計量管理規定の認可及び変更の認可に関すること(重要なものを除く。)	計量管理規定の変更の承認について(国立大学法人岡山大学自然生命科学研究支援センター光・放射線情報解析部門津島施設)	<p>○令和元年5月28日付けで、国立大学法人岡山大学から、主要測定点(KMP)の新規設定等に伴う自然生命科学研究支援センター光・放射線情報解析部門津島施設の変更承認申請あり。</p> <p>○審査の結果、主要測定点(KMP)の新規設定に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。</p> <p>○令和元年7月4日に承認。</p>	保障措置室
98			計量管理規定の変更の認可について(学校法人東洋大学理工学部川越キャンパス5号館5205室)	<p>○令和元年6月7日付けで、学校法人東洋大学から、事業所名称の変更等に伴う理工学部川越キャンパス5号館5205室の計量管理規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、事業所名称の変更等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。</p> <p>○令和元年8月27日に認可。</p>	保障措置室
99	東京電力福島第一原子力発電所の特定原子力施設に係る実施計画の変更の認可関係	原子炉等規制法第64条の3第2項の規定による実施計画の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)	特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	<p>○平成31年1月22日付け(令和元年5月17日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、サブドレン他浄化装置へのpH緩衝塔の設置に係る実施計画の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、新設するpH緩衝塔について適切な漏えい防止策及び汚染拡大防止策が講じられること、使用済pH緩衝塔等発生する放射性固体廃棄物について必要な保管容量が確保されていること等を確認。</p> <p>○令和元年7月2日に認可。</p>	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
100			特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	<p>○平成31年2月6日付け(令和元年5月27日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、1~4号機共用所内ボイラ建屋解体に係る実施計画の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、建屋の解体撤去によって発生する放射性固体廃棄物について必要な保管容量が確保されていること、解体作業時に適切なダストの監視及び飛散防止策が講じられること等を確認。</p> <p>○令和元年7月2日に認可。</p>	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

101			特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	○平成30年8月31日付け(平成30年12月20日付け及び令和元年5月28日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、雨水RO濃縮水移送ラインの設置に伴う雨水処理設備等の増設等に係る実施計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、増設する雨水処理設備等について適切な漏えい防止策及び汚染拡大防止策が講じられること、発生する放射性固体廃棄物について必要な保管容量が確保されていること等を確認。 ○令和元年7月8日に認可。	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
102			特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	○平成30年11月14日付け(令和元年6月24日付け及び令和元年7月26日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、使用済セシウム吸着塔一時保管施設(第四施設)における第二セシウム吸着装置吸着塔の線源条件と保管上の制限の変更に係る実施計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、発生する放射性固体廃棄物について必要な保管容量が確保されていること等を確認。 ○令和元年8月1日に認可。	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
103			特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	○平成31年2月13日付け(令和元年7月2日付け及び令和元年7月17日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、中低濃度タンク(G1,G4南エリア)の設置等に係る実施計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、増設する多核種処理水貯槽について適切な漏えい防止策及び汚染拡大防止策が講じられること等を確認。 ○令和元年8月2日に認可。	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
104			特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	○平成31年1月29日付け(令和元年6月19日付け、令和元年7月31日付け、令和元年8月16日付け及び令和元年8月29日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、中低濃度タンク(Dエリア)貯蔵水の一部変更に係る実施計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、RO濃縮水について必要な保管容量が確保されること、用途変更するRO濃縮水貯槽について変更後のRO濃縮水の混入を防止するための措置が講じられること等を確認。 ○令和元年8月30日に認可。	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
105			特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	○平成31年4月16日付け(令和元年8月1日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、陸側遮水壁に関する業務所掌の見直しに係る実施計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、移管する業務量は要員の移動や追加をせずとも移管先で対応可能であること、移管による業務品質の低下を防止するため、必要な研修を実施する等の措置を講じること等を確認。 ○令和元年8月30日に認可。	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
106	東京電力福島第一原子力発電所の使用の期間及び方法の承認関係	東京電力福島第一原子炉施設規則第20条第2項第1号及び第2号の規定による使用の期間及び方法の承認に関すること。	東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の一部使用について(原子炉格納容器内窒素封入設備主要配管)	○令和元年7月4日付けで、東京電力ホールディングス株式会社から、福島第一原子力発電所の原子炉格納容器内窒素封入設備主要配管に係る一部使用承認の申請あり。 ○審査の結果、発電用原子炉施設の完成した部分を使用しなければならない特別の理由があり、使用の期間及び使用の方法について、保安の確保上支障がないことを確認。 ○令和元年10月4日付けで承認。	専門検査部門
107			東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の一部使用について(汚染水処理設備等中低濃度タンク多核種処理水貯槽(G1エリア66基)及び主要配管の一部)	○令和元年8月19日付けで、東京電力ホールディングス株式会社から、福島第一原子力発電所の汚染水処理設備等中低濃度タンク多核種処理水貯槽(G1エリア66基)及び主要配管の一部に係る一部使用承認の申請あり。 ○審査の結果、発電用原子炉施設の完成した部分を使用しなければならない特別の理由があり、使用の期間及び使用の方法について、保安の確保上支障がないことを確認。 ○令和元年10月25日付けで承認。	専門検査部門

2. 電気事業法関係

整理番号	分類	専決事項	件名	概要	担当課等
108	事業用電気工作物の使用の期間及び方法の承認関係	原子力発電工作物保安命令第18条第1号又は第3号の規定による電気工作物の使用の期間及び方法の承認に関する事。	浜岡原子力発電所第3号機のうち原子炉機器冷却水系主配管に係る一部使用承認について(原子炉機器冷却海水系配管伸縮継手取替工事)	<p>○平成31年4月26日付けで、中部電力株式会社から浜岡原子力発電所第3号機設備のうち原子炉機器冷却水系(原子炉機器冷却海水系を含む。)主配管に係る一部使用承認の申請あり。</p> <p>○審査の結果、事業用電気工作物の完成した部分を使用しなければならない特別の理由があり、使用する期間及び方法について、保安の確保上支障がないことを確認。</p> <p>○令和元年7月26日付けで承認。</p>	専門検査部門

3. 放射性同位元素等の規制に関する法律関係

整理番号	分類	専決事項	件名	概要	担当課等
109	放射性同位元素等の使用の許可又は変更の許可関係	放射線障害防止法第3条第1項の規定による放射性同位元素及び放射線発生装置の施設検査を要する使用の許可(重要なものを除く。)に関すること。	放射線発生装置の使用許可について(南動物病院)	○令和元年6月28日付けで、株式会社ベイサイドアニマルクリニックから、南動物病院の直線加速装置1台の新規使用許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用にあたって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和元年7月30日に許可。	放射線規制部門
110		放射線障害防止法第10条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可(重要なものを除く。)に関すること。	許可使用に係る変更許可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所)	○平成30年12月27日付け(令和元年5月24日をもって一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、原子力科学研究所の放射性同位元素等の使用について、研究の進捗に伴って所内各施設における使用数量や使用設備等に係る変更許可申請があった。 ○審査の結果、非密封及び密封された放射性同位元素の使用にあたって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和元年7月2日に許可。	放射線規制部門
111			許可使用に係る変更許可について(富士フィルム富山化学株式会社千葉工場)	○令和元年5月30日付けで、富士フィルム富山化学株式会社から、千葉工場の放射性同位元素等の使用設備、取扱数量の変更許可申請があった。 ○審査の結果、非密封の放射性同位元素の使用にあたって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和元年7月2日に許可。	放射線規制部門
112			許可使用に係る変更許可について(日本赤十字社医療センター)	○令和元年6月28日付けで、日本赤十字社から、医療センターの直線加速装置1台の増設について変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用にあたって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和元年7月29日に許可。	放射線規制部門
113			承認使用に係る変更承認について(国立大学法人山形大学医学部附属病院)	○令和元年6月10日付けで、国立大学法人山形大学から、医学部附属病院の非密封の放射性同位元素、密封された放射性同位元素及び放射線発生装置の使用方法等の変更承認申請があった。 ○審査の結果、非密封の放射性同位元素、密封された放射性同位元素及び放射線発生装置の使用にあたって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和元年7月30日に承認。	放射線規制部門
114			許可使用に係る変更許可について(日本赤十字社高松赤十字病院)	○令和元年6月25日付けで、日本赤十字社から、高松赤十字病院の直線加速装置1台の増設について変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用にあたって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和元年7月30日に許可。	放射線規制部門
115			許可使用に係る変更許可について(独立行政法人国立病院機構京都医療センター)	○令和元年6月28日付けで、独立行政法人国立病院機構から、京都医療センターの直線加速装置2台の増設について変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用にあたって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和元年7月30日に許可。	放射線規制部門
116			許可使用に係る変更許可について(静岡県立こども病院)	○令和元年7月3日付けで、地方独立行政法人静岡県立病院機構から、県立こども病院の照射装置の移設について変更許可申請があった。 ○審査の結果、密封された放射性同位元素の使用にあたって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和元年7月30日に許可。	放射線規制部門

117		許可使用に係る変更許可について(地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪国際がんセンター)	<p>○令和元年7月10日付けで、地方独立行政法人大阪府立病院機構から、大阪国際がんセンターの直線加速装置1台の増設について変更許可申請があった。</p> <p>○審査の結果、放射線発生装置の使用にあたって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。</p> <p>○令和元年8月20日に許可。</p>	放射線規制部門
118		許可使用に係る変更許可について(山口県厚生農業協同組合連合会長門総合病院)	<p>○令和元年7月10日付けで、山口県厚生農業協同組合連合会から、長門総合病院の直線加速装置1台の増設について変更許可申請があった。</p> <p>○審査の結果、放射線発生装置の使用にあたって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。</p> <p>○令和元年8月27日に許可。</p>	放射線規制部門
119	放射性同位元素等規制法第10条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可(重要なものを除く。)に関する事。	承認使用に係る変更承認について(国立大学法人京都大学医学部附属病院)	<p>○令和元年7月4日付けで、国立大学法人京都大学から、医学部附属病院の新棟建設に伴う放射性同位元素の使用、同棟へのサイクロトロン2台及び直線加速装置2台の増設について変更承認申請があった。</p> <p>○審査の結果、非密封の放射性同位元素及び放射線発生装置の使用にあたって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。</p> <p>○令和元年9月12日に承認。</p>	放射線規制部門
120		許可使用に係る変更許可について(地方独立行政法人神戸市民病院機構神戸市立西神戸医療センター)	<p>○令和元年8月16日付けで、地方独立行政法人神戸市民病院機構から、神戸市立西神戸医療センターの直線加速装置1台の更新等について変更許可申請があった。</p> <p>○審査の結果、放射線発生装置の使用等にあたって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。</p> <p>○令和元年9月12日に許可。</p>	放射線規制部門